

交通労働災害防止のためのガイドラインの概要

第1 目的

1 目的

次の事項の積極的な推進により、交通労働災害の防止を目的とするもの

- ・ 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ・ 適正な労働時間等の管理、走行管理
- ・ 教育の実施
- ・ 健康管理
- ・ 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- ・ 荷主、元請による配慮



2 対象となる交通労働災害

対象となる交通労働災害：道路上と事業場構内での自動車と原動機付き自転車（以下「自動車等」という）の交通事故による労働災害

第2 交通労働災害防止のための管理体制等

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

- ・ 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの選任
- ・ 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの役割、責任、権限の明確化
- ・ 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などに対する必要な教育の実施

2 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

- ・ 経営トップによる安全衛生方針の表明と目標の設定
- ・ 目標を達成するための労働時間の管理や教育を含む安全衛生計画の作成
- ・ 計画の実施と評価・改善（PDCAサイクル）

3 安全委員会における調査審議

- ・ 安全委員会などでの交通労働災害の防止についての調査・審議



第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

1 適正な労働時間の管理、走行管理

- ・ 改善基準告示を遵守した適正な走行計画の策定と労働時間の管理
- ・ 十分な睡眠時間の確保、そのための宿泊施設の確保等
- ・ 高速乗合バス、貸切バス事業者に係る交替運転者の配置基準の遵守(国交省策定)

2 適正な走行計画の作成

- ・ 走行計画（次の事項を記載）の作成と運転者への適切な指示
 - ・ 走行の開始・終了の地点、日時



- ・ 運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間
- ・ 走行時に注意を要する箇所的位置
- ・ 荷役作業の内容と所要時間
- ・ 走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安
- ・ 運行記録計(タコグラフ)を活用した乗務状況の把握
- ・ 計画どおり走行できなかった場合の原因の把握と次回の走行計画の見直し及び運転者の疲労回復への配慮

3 点呼の実施とその結果への対応

- ・ 疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前の点呼による報告とその結果の記録
- ・ 睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策をとること。

4 荷役作業を行わせる場合の対応

- ・ 事前の荷役作業の有無、運搬物の重量などの確認
- ・ 荷役作業における運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
- ・ 運転者の身体負荷を減少させるための適切な荷役用具・設備の備え付け
- ・ 過積載や偏荷重の防止

第4 教育の実施

1 教育の実施

- ・ 雇入れ時の教育
 - ・ 交通法規、改善基準告示などの遵守
 - ・ 睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響
 - ・ 睡眠時無呼吸症候群の適切な治療
 - ・ その他、体調の維持の必要性について教育
- ・ ベテランによる実地指導（必要に応じて）
- ・ 日常の教育の実施
 - ・ 交通事故発生情報、タコグラフ、ドライブ・レコーダーの記録などから判明した安全走行に必要な情報に関する事項
 - ・ 改善基準告示の遵守、十分な睡眠時間の確保
 - ・ 交通安全情報マップ、関係法令改正など
- ・ 交通危険予知訓練の実施（イラストシート、写真等の活用）



2 運転者認定制度など

- ・ 運転者認定制度（教育指導の受講者や試験の合格者に運転業務を認める制度）の導入

- マイクロバス・ワゴン車などで労働者を送迎する場合には、十分な技能がある運転者を選任すること

第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

- 1 交通労働災害防止に対する意識の高揚
 - ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催など
- 2 交通安全情報マップの作成
 - 交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）に基づき、危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、配布・掲示などを行うこと

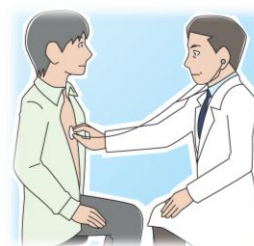
第6 荷主・元請事業者による配慮

- 荷主、運送業の元請事業者、事業者による交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のための協働
- 荷主・元請事業者の事情や直前の貨物の増量による過積載運行の防止
- 到着時間の遅延が見込まれる場合の到着時間の再設定やルート変更
- 安全な運行や改善基準告示の遵守を前提とした発注
- 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷主の敷地内で待機できるようにすること



第7 健康管理

- 1 健康診断
 - 健康診断や保健指導の確実な実施
 - 有所見者に対する適切な対応
- 2 長時間労働した運転者に対する面接指導と労働時間の短縮などの適切な対応
- 3 心身両面にわたる健康の保持増進
- 4 ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導すること



第8 その他

- 1 異常気象や天災における安全確保のための必要な指示（走行の中止や一時待機等）
- 2 走行前の自動車の点検と異常があった場合の補修などの措置
- 3 自動車に装備する安全装置等の点検・整備